臺灣日日新報 第一萬三千八百一號 昭和十三年八月二十一日（日曜日）

# 臺灣日日新報 夕刊

八月二十一日 夕刊定価一部二錢

# 意氣○○を呑む
## 山西肅正部隊が進擊
## 洛陽西安に脅威
### 隴海線西段の敵軍配備

【北京十九日發同盟】南部山西黃河北岸地區に有力なる部隊を駐め、盛んに築城しつつあった敵は既報山西肅正部隊を企圖してゐたが我が皇軍は勿論、その一部隊の力攻はこの企圖を根底から粉碎し黃河北岸における敵根據地を一擊するとともに、西安及び西北一帶に大動搖を與へるに至つたので敵は鄭州、潼關間の黃河鐵橋、西安及び洛陽、西安に至る間に必死の防衛線を張るの已むなきに至り、隴海線西段における敵は目下續々と洛陽中である而してその配備は大體次の如くである

△鄭州以東――商總の率ゆる獨四十二、百四十二、新編第二十五中央軍第二十四の各師

△偃師附近――孫蔚如の率ゆる中央軍第一、二十四、二十六、七十八、百六の各師

△洛陽附近――鄧子縉の率ゐる中央軍第四十五、百十六師及びその南方に配備の率ゆる中央軍第四十、五十一、五十八の各師

△陝州附近――李家鉌の率ゆる中央軍第八、二四、百七十八の各師

△澠池附近――劉茂恩の率ゆる第七十二の兩師

△澗西附近――第十二の兩師

△西安附近――楊虎城麾下の第七師及び陝西軍

△隴東に配置――西北軍團

が配置されてゐる、右の如く隴海線西段における敵兵力は第二方面に逐次集中されてゐるが支那軍は鄭州東方に陷落を知るとともに全面的退却に陷るは必然でありその大局的觀察の日は刻々迫りつつある

【東京二十日發同盟】政府は同法に基き各地方金融機關と協議の上、これに對し適當なる時期に於て適宜發行額を決定し發行を認可することとなつてゐるが右發行の秋を前にして國民政府の當局者は最近の經濟狀態に鑑み發行額を增加するの已むなきに至るべきことを豫想し、これが準備として、從來の四倍に當る二億元の紙幣を印刷中であるが、これが發行は日本側の經濟工作に重大なる影響を與へるものとして注目されてゐる

【北京十九日發同盟】十七日夜洲州を占領した我が部隊及び○○部隊は十八日朝來敵軍を追撃して黃河の線を目差して嵐の如く進擊し、敵軍に壓迫を加へ、これを突破し南方に向ひ急進撃を續けその黃河線到達は目睫の間にあるが實に皇軍東方から新鋭○○部隊が十四日朝來陝縣南方四里に上陸し、つゐで第十七、百七十七師團の一部は刻々鄭州の東北に迫られてゐる、尙同上村の戰況に於ける敵は敵の潰滅的退却に當り、その一部は黃河北岸に渡河を企圖してゐるが、我が軍は之を封鎖し、殘敵の掃蕩に努めつつあり、尙黃河以北中央銀行は既報、鄭州、桂林、衡陽、交通銀行は鄭州に支行を設け廣東、長沙、衡陽、重慶、成都、昆明、雲南、桂林、福州の九都市を地方金融の中心地とし現地經濟の統一的運營に當らしめんとつつあるが既に沿岸主要都市の大部分が失はれ生産機關の大部分が奥地に移轉中である而してその配備は大體次の如くである

△鄭州以東――商總の率ゆる獨四十二、百四十二、新編第二十五中央軍第二十四の各師

△偃師附近――孫蔚如の率ゆる中央軍第一、二十四、二十六、七十八、百六の各師

△洛陽附近――鄧子縉の率ゐる中央軍第四十五、百十六師及びその南方に配備の率ゆる中央軍第四十、五十一、五十八の各師

△陝州附近――李家鉌の率ゆる中央軍第八、二四、百七十八の各師

△澠池附近――劉茂恩の率ゆる第七十二の兩師

△洛陽附近――第十二の兩師

△西安附近――楊虎城麾下の第七師及び陝西軍

△隴東に配置――西北軍團

が配置されてゐる、右の如く隴海線西段における敵兵力は第二方面に逐次集中されてゐるが支那軍は鄭州東方に陷落を知るとともに全面的退却に陷るは必然でありその大局的觀察の日は刻々迫りつつある

【東京二十日發同盟】政府は同法に基き各地方金融機關と協議の上、これに對し適當なる時期に於て適宜發行額を決定し發行を認可することとなつてゐるが右發行の秋を前にして國民政府の當局者は最近の經濟狀態に鑑み發行額を增加するの已むなきに至るべきことを豫想し、これが準備として、從來の四倍に當る二億元の紙幣を印刷中であるが、これが發行は日本側の經濟工作に重大なる影響を與へるものとして注目されてゐる

# 審議著しく進捗
## 生産擴充四ヶ年計畫
### 臺灣に於ては
### 針葉樹を增林
東亞農林協議會 第五日協議事項

【東京二十日發同盟】十九日開かれた東亞農林協議會第五日の主なる協議事項左の如し

一、林業技術上の人的資源に關し

二、林業經營の合理化に關し

三、大規模な試驗研究の實施に關し

四、發展を阻むべく關稅上なるべく速かに適當なる措置を講ずること

五、營林及び公務員が妓女をあげ又はダンスホールに出入するを取締ること

六、隣組取締

七、祭ともも乃至はするを取締ること

八、葬禮にはなるべく肉料理を少くすること

九、主なる娛樂は之を取締ること

十、結婚の簡約を實行し婚姻動機に關與すること

十一、一般に、その他實行上必要なる事項

【東京二十日發同盟】十九日開かれた東亞農林協議會第五日の主なる協議事項左の如し

一、林業技術上の人的資源に關し

二、林業經營の合理化に關し

三、大規模な試驗研究の實施に關し

四、發展を阻むべく關稅上なるべく速かに適當なる措置を講ずること

五、營林及び公務員が妓女をあげ又はダンスホールに出入するを取締ること

六、隣組取締

七、祭ともも乃至はするを取締ること

八、葬禮にはなるべく肉料理を少くすること

九、主なる娛樂は之を取締ること

十、結婚の簡約を實行し婚姻動機に關與すること

十一、一般に、その他實行上必要なる事項

# 何處まで實行される
## 敗戰支那の節約運動

消費の節約運動は既報支那でも漸次各地に叫ばれてゐるが、去る七月上旬漢口に開催された國民參政會は「人民節約運動實施方案」を決議、更に「實施綱領」を決議して全國民に強制的節約を要求したが從來數次の決議時同樣國民參政會を初め、中央黨部、政府部、軍事委員會、司令部政治部、新生活運動會、部北京各機關、漢口市各團體、市政府各局處會議、國會等を總動員して各種の人民大會を開催し「新生活運動の中心人物」を檢擧して新生活運動の實施を督勵し「武漢各界戰時動員總動員實施方案」を決議したこれは單に形式的に過ぎないとするも、實際方策は次の如くである

一、衣料、刺繍、紡織機關の製品は軍需に優先的に供給する

二、公務員は率先して儉約を行ひ一切の浪費を除去する

三、節約して得た所を國家に獻納する

（乙）飮食

一、輸入品たる酒の類、海參（いりこ）類、貝柱等は使用を制限する

二、外國煙草、洋酒の國貨禁止

三、烟草、酒、糖菓、コーヒー、ココア等の消費は使用を節約し且つ國產茶をコーヒー代用にし精糖の代りに甜菜を使用のこと

四、烟草、酒、飴菓子、酵菓子等消費品の製造制限

五、各町、小路で飮食物を各戶にせしめて出來るだけ自宅の台所料理をなさしめる

六、一箇月に一回の割合で飮食物を節約し米の割當による節約の勵行を勸奬する

七、各種團體をして政府の節約を實踐せしめ、人力、物力、財力の全般に亘り節約を勵行して社會の範を示す

四、營業公務員にして前記違反各項の規定に違反した場合は一段の制裁を受けるほかでなくその違反の如何によつては營業許可を取消すことを勸戒せしめる

五、各業團體、有識男女は節約を勵行し一般の範とならねばならぬ

六、國民は消費經濟に關係一般に關係ある各種實物配給は總て節約しなければある場合本省は法令を以てその實施方を定め制限

（一）衣服

一、衣服は華美を避け質實剛健を旨とし、特に婦人の服裝は過度の華美を避ける

二、衣服は出來る限り國產品を使用すること

三、衣服は出來る限り修繕して使用すること

四、衣服は出來る限り修繕して使用すること

五、衣服は出來る限り修繕して使用すること

六、衣服は出來る限り修繕して使用すること

七、衣服は出來る限り修繕して使用すること

八、衣服は出來る限り修繕して使用すること

九、衣服は出來る限り修繕して使用すること

十、衣服は出來る限り修繕して使用すること

十一、衣服は出來る限り修繕して使用すること

十二、衣服は出來る限り修繕して使用すること

十三、衣服は出來る限り修繕して使用すること

十四、衣服は出來る限り修繕して使用すること

（二）住宅

一、住宅は出來る限り修繕して使用すること

二、住宅は出來る限り修繕して使用すること

三、住宅は出來る限り修繕して使用すること

四、住宅は出來る限り修繕して使用すること

五、住宅は出來る限り修繕して使用すること

六、住宅は出來る限り修繕して使用すること

七、住宅は出來る限り修繕して使用すること

八、住宅は出來る限り修繕して使用すること

九、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十一、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十二、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十三、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十四、住宅は出來る限り修繕して使用すること

（三）交通

一、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

二、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

三、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

四、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

五、特殊のものを除き燃料コンクリート建築を制限する

六、車輛及び船舶、交通に關する

七、皮革、石鹼、洋紙、セメント、麻袋、硫酸、硝酸、塩酸、金屬、その他有機、無機化工品は何れも節約

八、木材の利用者用に關し木材の節約を計る

九、製紙材料を用いて參議の消費外出を防ぐ

十、紙には特別の使用して石油に代ふ

十一、花柳又は料理を以て結婚の祝賀をなさんとするものと認め、實施方法は既報その目的として

一、冠婚、葬祭、祝賀會は簡單に適當にする

二、公務員は率先して儉約を行ひ一切の浪費を除去する

三、節約して得た所を國家に獻納する

（乙）飮食

一、輸入品たる酒の類、海參（いりこ）類、貝柱等は使用を制限する

二、外國煙草、洋酒の國貨禁止

三、烟草、酒、糖菓、コーヒー、ココア等の消費は使用を節約し且つ國產茶をコーヒー代用にし精糖の代りに甜菜を使用のこと

四、烟草、酒、飴菓子、酵菓子等消費品の製造制限

五、各町、小路で飮食物を各戶にせしめて出來るだけ自宅の台所料理をなさしめる

六、一箇月に一回の割合で飮食物を節約し米の割當による節約の勵行を勸奬する

七、各種團體をして政府の節約を實踐せしめ、人力、物力、財力の全般に亘り節約を勵行して社會の範を示す

四、營業公務員にして前記違反各項の規定に違反した場合は一段の制裁を受けるほかでなくその違反の如何によつては營業許可を取消すことを勸戒せしめる

五、各業團體、有識男女は節約を勵行し一般の範とならねばならぬ

六、國民は消費經濟に關係一般に關係ある各種實物配給は總て節約しなければある場合本省は法令を以てその實施方を定め制限

（二）住宅

一、住宅は出來る限り修繕して使用すること

二、住宅は出來る限り修繕して使用すること

三、住宅は出來る限り修繕して使用すること

四、住宅は出來る限り修繕して使用すること

五、住宅は出來る限り修繕して使用すること

六、住宅は出來る限り修繕して使用すること

七、住宅は出來る限り修繕して使用すること

八、住宅は出來る限り修繕して使用すること

九、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十一、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十二、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十三、住宅は出來る限り修繕して使用すること

十四、住宅は出來る限り修繕して使用すること

（三）交通

一、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

二、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

三、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

四、自動車は公用自動車を利用に使用するものは除外する

五、特殊のものを除き燃料コンクリート建築を制限する

六、車輛及び船舶、交通に關する

七、皮革、石鹼、洋紙、セメント、麻袋、硫酸、硝酸、塩酸、金屬、その他有機、無機化工品は何れも節約

八、木材の利用者用に關し木材の節約を計る

九、製紙材料を用いて參議の消費外出を防ぐ

十、紙には特別の使用して石油に代ふ

十一、花柳又は料理を以て結婚の祝賀をなさんとするものと認め、實施方法は既報その目的として

一、冠婚、葬祭、祝賀會は簡單に適當にする

二、公務員は率先して儉約を行ひ一切の浪費を除去する

三、節約して得た所を國家に獻納する

# 臺灣に於ては 針葉樹を增林

東亞農林協議會 第五日協議事項

【東京二十日發同盟】十九日開かれた東亞農林協議會第五日の主なる協議事項左の如し

一、林業技術上の人的資源に關し

二、林業經營の合理化に關し

三、大規模な試驗研究の實施に關し

四、發展を阻むべく關稅上なるべく速かに適當なる措置を講ずること

五、營林及び公務員が妓女をあげ又はダンスホールに出入するを取締ること

六、隣組取締

七、祭ともも乃至はするを取締ること

八、葬禮にはなるべく肉料理を少くすること

九、主なる娛樂は之を取締ること

十、結婚の簡約を實行し婚姻動機に關與すること

十一、一般に、その他實行上必要なる事項

# 審議著しく進捗
## 生産擴充四ヶ年計畫

料品問題に四ヶ年に亘り飛躍的な生産擴充完なさんとするもので、極東の新選に對應し重要資源の開發に關し、北支の資源を總動員して資金計畫も立案されてゐる

# 十萬圓を 目標に
## 北支の愛國公債

【北京十九日發同盟】北支における愛國公債發行は愈々二十二日から發行されることに決定した、發行額は北支に成立した國民政府の經濟委員會で戰費を賄ふべく生産擴充四ヶ年計畫に基づき長期に亘つて發行することとなつた、發行額は十萬圓を目標として發行されるので第一回の發行は十萬圓を目標として發行されるので第一回の發行は十萬圓を目標として發行されるので第一回の發行

# 金縁眼鏡や指輪 修繕罷りならぬ

## 愈よけふから 金の使用制限

### 醫療用〝金〟は使用券で

### 天津の邦人旅館に爆彈を置き去る

片附けたボーイ瀕死の重傷

【天津十九日發同盟】十八日午後五時半頃天津日本租界旭街五福大廈邦人旅館に於て同館ボーイが去る十四、五日頃同旅館に投じ置き去りたる爆彈を片附けようとして破裂し、ボーイは瀕死の重傷を負つた、急報に依り憲兵隊より急遽出張取調べてゐる

【天津十九日發同盟】十八日午後五時半頃天津日本租界旭街五福大廈邦人旅館に於て同館ボーイが去る十四、五日頃同旅館に投じ置き去りたる爆彈を片附けようとして破裂し、ボーイは瀕死の重傷を負つた、急報に依り憲兵隊より急遽出張取調べてゐる

### 野營火を圍み 青春の團欒

山中湖畔の日獨青少年團

【山中二十日發同盟】獨れの富士山麓に到着したヒトラーユーゲント一行は十九日午後疲れの色濃き少年代表百名の歡呼に迎へられ極風爽かな山中湖畔旭ケ岡のキャンプ村に入つたが日の辺りに見る富士の偉容にヒトラーユーゲント一行はハイルの歡呼を擧げて喜び叫び、係員場では日本側の野外歌や少年團ブラスバンドの演奏、團員の合唱に對しドイツ青年のヒトラーユーゲントの歌が若きの

### 佛租界の支那捕虜虐殺 突如反亂を企圖

一名は警備兵に射殺さる

【上海十九日發同盟】十九日午後七時頃フランス租界霞飛路の佛租界工部局より派入捕虜收容所において點呼の際突如第十名の捕虜が反亂の氣勢を示し收容所の周圍に對し突如機關銃の射撃を開始したので警備中のフランス警備兵は之を射殺一名を射殺した、右捕虜は上海軍武裝解除された敗殘兵で八・一三のヒトラーユーゲントの歌が若きの

### 明治神宮體育大會 厚生省に移管と決定

【東京二十日發同盟】明治神宮體育會評議員會は二十日午前十時より會長一時宮内總務長官を議長として開催、厚生省より末次次官、吉田體育局長、小泉醫務局長を出席し明治神宮體育大會を從來より大々的に擴張した國民的大會とするそう政府の積極的協力を懇請したに基き明年擧行豫定の第一回大會をはじめとして以降の大會は厚生省に移管されることとなつた

意識の下に嚴しい審査を擧げることとなつた

### 福建丸厦門へ

【基隆特電】商船會社福建丸は二十日朝十時基隆を出港したが乘客百七十四名、知名者は、外山台灣倉庫基隆支店長、關東廳遞信部長官舊知事、內務局警察文化協會理事及び醫師で佛教を通じ慈善の支那渡航援助を圖らんとする眞宗東本願寺布教師等で相變らず賑かなものであつた

### 百發百中 感で金の鑑別

臺銀本店内に新設された 死藏金鑑定係賴君の達眼

【東京二十日發同盟】國民經濟に沿ひ本島に於ける死藏金貨卸出は今や全島津津々々に亙りクライマックスに入り管つて續々入の記念品として或は眞なる裝飾品として買つた金の腕輪、指輪が國家のために捧げようとの所謂美談續出に目覺めた本島人婦女子の死藏金の發掘を除かせてゐるが、所が同じくこの國家觀に沿うて各銀に新設された「金の鑑定係」一日に金品を通じて整理名と

### 殺到

するのを相手に或は金を火で焼き、或はそれに鍍金を入れて金の純度をなした出金の擬似に汗だるどの記録を附けてゐる純度の名人が居り、已者は一日百餘の持品を訪れ國粋産業の選人として或は感で或は懐中時計で正確な鑑定をしてゐると云ふ現狀で「金」に關する珍談續出の盛況を呈してゐる

最近には本店、支店を通じて一日に數千人の金製品を鑑定して來るのを見る人に對しても買ひ上げる義務を負つて居るが、さうせざるを得ない樣に正確に鑑定されたならないのですからなかなかの苦

### 督府から獻上の 本島産植物

けふ新物着へ納入

### 臺南州民の獻金 二十萬五千四百餘圓

### 戰陣樂を作曲 山田耕筰氏近く渡支

### 人力車夫の講習 南署で國語敎育と精神訓育

### 感謝デー

### 今晩の映畫

### 明日の天氣

### 皇軍勇士の仇敵 支那の害虫 殲滅は銃後の手で

### 全國市町村に 圖書館を設立 青年に時局認識を徹底

### 慰問袋には

### 支那は世界一

### 撮影中の岡譲二に 名譽の召集狀 砲兵少尉として勇躍應召

### 薬で治らぬ胃腸病に 二五の食養法

### 大好評の キングレコードで 銃後の意氣作興！

### 別れの君が代

### 白衣の陸に

### 人同一人々に訴ふ

### 時局と女性の使命

### 軍國の母

# 家庭と婦人

## 婦人を中心とした 農村の問題 (上)

### 都會人の知り難い煩雑さ

勞働科學研究所長　暉峻義等

今日やかましく云はれてゐる所謂農村問題の起つたのは七年前からであつて、問題の起りは、農村の不況といふ經濟問題であつた。そして農村の疲弊の經濟的救濟と云ふ方面から國家の政治の重要問題として取り上げられるに至つた。我々の勞働科學研究所ではそれまで工業方面のみを問題として居たが、その頃から農村の問題も取り入れて研究するやうになつた。

▽

然し我々は農村を經濟問題として取り上げるのではない。日本の工業界に巨大な地歩を占める女工は、農村から來て居る。工業における勞働力の供給源としての農村問題の觀點であつて、世間で云ふ農村問題とはすこし違つて居る。農村の女性の體をが工業に如何に取り入れられるか、これは日本の工業としてなされねばならぬ研究であると思ひ、仕事を始めたのである。經濟問題だけでなく、飽までも經濟の裏付、設備の機能としての「人」を對象とする、農村の人の人格をいかに高めるかを研究せんとするのである。

▽

工業の勞働力が主體といふ作業場で官僚を得るために、働くその體力を生む體としての家庭生活それが、切迫問題であるとの皆々の賛成を得て農村生活にも移された。一體の人間が家族關係の中でいかに結び合つてゐるか、家族の集合は團結なしてゐるか、家族と部落の關係はどうか、つまり我々の研究は全體の村の中の家族、家族の中の個人、それを面的につかみたいと思ふのである。

▽

農村に於ける婦人の地位は、すると云ふ點から農業の共同勞働者であつた。二千年以來農業勞働の主體者として働いて來た婦人の地位に對して、歴史的發展過程を把へてゆくことは非常なことであるが、現在ではまだ資料が整つてゐない。一家の主婦としての資料は

それ、但し、これをもつて鰻の風味に匹敵するものとして下手に試み能書どおりしやうがあつて口に運べば、瞬時にして鰻が冷め味を失ふこれ牛可憐であるとその道の人は嘆じてゐます。

鰻は體の體形に負つたのでその形が組つたといふ點に依れば首はブツ切りにして竹串を中心に通したものらしく、その色澤を見ると云ふ點に依ればこれはあまりにも通俗に墮すといはねばなりますまい。

### 丑の日の鰻

日本物産學會の發起人（鰻屋、鰻屋、炭山人などと號す）は安永八年五十一歳をもつて歿したと傳へられてゐますが、德川時代に於ける特筆者であり、また通人でありました、某の年某の月、江戸の或る鰻屋から店の看板看板をたのまれた時、鰻の文字の側に「けふは丑の日」と書き添へたために、土用の丑の日に鰻を食べる傳らはしを生じたとは俗間の傳へるところ。

その當時はさておいて、夏負け夏瘦せ、食慾不振とかく榮養不足に陷りやすい夏季殊に土用中に鰻のやうな榮養價に富むものを食べるのは、蓋し、合理的食餌療法の一例かも知れません。實や實説の内を要せんやといふべきでありませう。

## 毛髪をよくする日光浴

醫學士　高橋龍太郎

あるが、それも各時代のものはなく、しかも婦人の關係的關與加はるが、それも各時代のものはなく、しかも婦人の關係的關與加はるが、それも各時代のものはなく、しかも婦人の關係的關與加は

## 水魔の犠牲を防げ！
# 吐水と人工呼吸法
### ―助け上げたら早速施せ―

**水泳**シーズンに、溺死者が幾多かたり多数出ますが、万一水に溺れた者を助け上げた場合、吐水と人工呼吸を施さないと、折角助けても結局として、蘇生の方も知っておいてほしいものです。

**溺れ**たら、すぐに、タオルか衣類等を敷いて、溺者の腹部を下にして俯向きに寝かせます。従来は水を吐かせてから、四肢をさせて人工呼吸を施したのですが、時間の経過が非常に大きいので、この間向きにさせると人工呼吸後、肺の中の吐水と人工呼吸を同時に行ふ事が出来、非常に効果的なものです。溺者を俯向きにさせて片方の腕を前方約四十五度の角度に伸ばし片方を肘のところから曲げて手の甲の上に顎を乗せるやうにします。かうしますと吐水呼吸が容易であり且つまた施術者が反撥をよく見極めることが出来ます。

**次に**施術者は溺者の頭部と脚との間に跨がつて両側に膝をつき、伸を溺者の臀部にあて、小指が一番最下の肋骨の上に来るようにして指先を少し下にまはします。そして腕を真直くのばし肩部を前へ倒めて押しつけます。これは急にしないで徐々に押しつけ、肩が一度手首の真上に来る迄押し、肘を曲げないことが肝腎です。

**この**姿勢約一秒、次に急に身體を後へ引きはなし溺者に加へた体重を全然に取去ります。次にまた二秒を経て手を背部にあて、前記動作を加へます。このやうな動作を二分間十二度至十五度反復します。

**人工**呼吸は決して中絶することなく、溺者が呼吸を回復する迄つゞけるものです。時には四時間以上に亘ることがありますので、施術者は非常に根気を要します。もし医師出来ない場合は交代でやるのも一出です。

**なほ**まづ、溺者を能く仰向けに寝かせ、口腔に入つた泥土、藻草等を指で掻き出すか、ハンカチを指に巻いて口腔内を拭ひ取ります。口腔に入つた泥土、藻草等を指で掻き出すか、ハンカチを指に巻いて口腔内を拭ひ取ります。口腔に入つた泥土、藻草等を指で掻き出すか、ハンカチを指に巻いて口腔内を拭ひ取ります。

**溺者**が蘇生した場合は稍かに開眼させて、決して立たせたり起き上らせてはなりません。そして小コップ一杯の水に芳香アンモニア數滴を落した一杯を飲ませて臭へるか、または熱い茶かコーヒーを臭へます。

（植木四郎）

## 蜻蛉は武勇の象徴
### 種類は世界で二千餘

コドモノクワガク

といふと、さぞ勇ましい感じを與へる蜻蛉だものがあります。夏の楽しみの一である蜻蛉つりやうれしい遊びです。蜻蛉は世の中で二千餘種もあつて、我国だけでみましても北の樺太から南の台湾を通じて百五十種もの変つた種類があります。蜻蛉は一時間に六十哩も飛ぶのですから昔時の中のスピード王

やまとんぼなどがあります。蜻蛉は一時間に六十哩も飛ぶのですから昔時の中のスピード王

## 外國の音樂を統制
### 審査課を新設

今後は此の緩衝を通過せざる音樂を獨逸國内に輸入しては絶対ならぬ事は勿論である

## 音丸等の一行
## 大世界館で出演
### 十九日から三日間
### それより各地へ

大世界館のアトラクションに出演する音丸、ヘレン緑見、服部美二郎等総勢の一行は十九日早朝連絡の為め本社へ来訪、四日迄上り直ちにアトラクションに出演してゐる、大世界館は十九日より三日間で、それより基隆、台中、彰化、新竹、苗栗、台南の各地で出演、一行は二十九日の便船で離台の筈、尚一行は二十日は台北劇場興業に御出演の筈

## 臺北音樂會の演奏（新公園）

音樂會は廿日（土曜）午後七時三十分より九時三十分まで新公園音樂堂に於て左記曲目により音樂を演奏する

一、行進曲「観光丸」（ダイナ作曲）
二、序曲「ウイリアム・テル」（ロッシニ作曲）
三、同楽劇「アラビヤの面」（コールマン作曲）
四、喜歌劇「雀の巻」（オールドラン作曲）
五、舞踏行進曲「赤坂交響曲」（ハルネット作曲）
六、コルネット獨奏「リシキ」（ハートマン作曲）
七、幻想曲「小鬼の戯れ」（レノア作曲）
八、喜歌劇「新婚旅行」（ベルナール作曲）
九、序曲「天国と地獄」（オツフエンバツク作曲）
十、愛国行進曲「海軍軍楽隊編曲」

## 帝國少女歌踊劇團
### 二十日から第一劇場で

皇民化運動の促進と郷土藝術の創造とを目指し組織された帝国少女歌舞劇團は樺島勝一氏指導下各教師の献身的な援助により過日渡臺に亘る協演計畫を樹て来たが愈々来る二十日午後七時より第一劇場に於て試演會を催し、その批判を乞ひ且つ歓迎の意を表する為め同劇團の出し物は日の出番組を姿へる由で皇民化運動の因んだ御伽噺「一寸法師」観世音「鶴亀」「桃太郎」「金太郎」「浦島」「かぐや姫」「猿蟹合戦」「舌切雀」「花咲爺」「瘤取爺」「カチカチ山」「一休さん」「三枚のお札」「猿の生肝」「猫の踊」「鼠の嫁入」「雀の学校」「兎と亀」「桃太郎の凱旋」等盛沢山で

## 臺北音樂會の演奏（新公園）

音樂會は廿日（土曜）午後七時三十分より九時三十分まで新公園音樂堂に於て左記曲目により音樂を演奏する

一、行進曲「観光丸」（ダイナ作曲）
二、序曲「ウイリアム・テル」（ロッシニ作曲）
三、同楽劇「アラビヤの面」（コールマン作曲）
四、喜歌劇「雀の巻」（オールドラン作曲）
五、舞踏行進曲「赤坂交響曲」（ハルネット作曲）
六、コルネット獨奏「リシキ」（ハートマン作曲）
七、幻想曲「小鬼の戯れ」（レノア作曲）
八、喜歌劇「新婚旅行」（ベルナール作曲）
九、序曲「天国と地獄」（オツフエンバツク作曲）
十、愛国行進曲「海軍軍楽隊編曲」

## 勇坊とタンク
小川未明

父子さんが、夜中に眼をさますと、どこかでコト、コト、コト、といふ音がします

「あゝかしらん」と云ふ非常上げました。すると、まうでもなさうでせう。彼の室を見ると、勇坊が一人起きて、机の上で、ネヂ仕掛のタンクを動かしてゐました

「まあ、勇ちやん、今時分何をしてゐるの」勇坊は、お母さんから買つてもらつた、タンクの動くのを見てだまつてゐました、タンクの玩具は、車の廻るたびに、兵隊さんが、頭を出したり、また引込めたりするやうに出来てゐました。勇坊は、そのタンクが大好きです

それを見ると、お父さんが、傍に居て一緒にいていらつしやるのが目に浮かぶからです

お父さんは、仕事が、勇坊が買つたり、抱いたりして、勇坊（行つて汽車ポクポクを見せて下さいまし

た、あの時は、灰色の長い、長い汽車が、林や、石段などを縫んで行くことも、ありました、またある時は、客車が通りました、またある時は、窓から、女の子や、男の子がのぞいて、こちらを見て笑つて行きました、そんな時は勇坊は、うれしくてたまらないやうに、お父さんの背中で、小躍りしてゐました

「キチヤ、ポツポ、行つたね」と、お父さんが、おつしやると、「キチヤ、ポツポ、行つた」と、勇坊は、答へました

「どつちへ行つたの、坊や」

「あつちへ」

と、勇坊は、かはいらしい、小さな指で、あちらの空を指しました、その方の空には、赤く、白い雲が、浮かんでゐました

そのお父さんが、晨朝にいらしたので、勇坊は、昨日のことがおつしやいました

「お母さん、勇ちやんが、寝てから起しませうか」と、父子さんが、いふと、

「いゝえ、帰つてから、眠さうにしてゐますから、そのまゝ寝かしておいてください」と、お母さんは、おつしやいました

お家へ帰ると、勇坊は、眼をさましました、枕許にタンクのあるのを見て、びつくりして何んだらうと思つたが、お父さんの乗つてゐるタンクと分ると、どんだに喜んだでせう

お母さんや、お姉さんが、ネヂを廻して下さるのが、待ちきれませんでした、それから、二三日いふまでもなく、お母さんも、お姉さんも、ネヂをまはすのに忙しかつたのです

「あゝ、勇坊は、いつネヂを廻すことを覚えたの」と、父子さんは夜中に眼を覚ましました、お母さんは、お知らなく、驚嘆の声を揚げました

「まあ、早くおやすみなさい、明日の朝、汽車ポツポ見につれて行つてあげますからね」と、父子さんにいつて、ネヂを廻して上げました

「タンク、お父ちやん」と、勇坊は、いひました、お父さんのことを呼び出して、夜中にかうして、タンクを動かして見たのですが、勇坊は、床の中へ入れてもらつたが、すやすやと休みました、けれど、父子さんは、すぐに眠られませんでした、外は風が吹いてゐるとみえて、木の葉の揺れる音がします

「お父さんは、どうしておいでなさるか知らん」と、父子さんは、床から起き出て、縁側の雨戸を、手を合せて拝んでゐました

「父子、もう何時頃だらうね」

お母さんも、さつきから、眼をさましておいでの様子です

明くる日のこと、女の同屋さんが、子供を貰つて、遊びや、百貨商などを貰ひに来ました、そしてその子供のお父さんも、戦地に行つてゐると話しました、背中の子供は、ちやうど勇坊位の年頃です

「勇ちやん、この坊やのお父さんも、戦争に行つていらつしやるのだよ」と、お母さんがおつしやると、勇坊は、トン、トンと彼の玩具のタンクを持つて来ました、そして、ネヂを廻して走らせました

すると、長隊さんが、頭を指して、

「お母さん、勇ちやんが、寝てから起しませうか」と、父子さんが、いふと、

「いゝえ、帰つてから、眠さうにしてゐますから、そのまゝ寝かしておいてください」と、お母さんは、おつしやいました

お家へ帰ると、勇坊は、眼をさましました、枕許にタンクのあるのを見て、びつくりして何んだらうと思つたが、お父さんの乗つてゐるタンクと分ると、どんだに喜んだでせう

お母さんや、お姉さんが、ネヂを廻して下さるのが、待ちきれませんでした、それから、二三日いふまでもなく、お母さんも、お姉さんも、ネヂをまはすのに忙しかつたのです

「あゝ、勇坊は、いつネヂを廻すことを覚えたの」と、父子さんは夜中に眼を覚ましました、お母さんは、お知らなく、驚嘆の声を揚げました

「まあ、早くおやすみなさい、明日の朝、汽車ポツポ見につれて行つてあげますからね」と、父子さんにいつて、ネヂを廻して上げました

「タンク、お父ちやん」と、勇坊は、いひました、お父さんのことを呼び出して、夜中にかうして、タンクを動かして見たのですが、勇坊は、床の中へ入れてもらつたが、すやすやと休みました、けれど、父子さんは、すぐに眠られませんでした、外は風が吹いてゐるとみえて、木の葉の揺れる音がします

「お父さんは、どうしておいでなさるか知らん」と、父子さんは、床から起き出て、縁側の雨戸を、手を合せて拝んでゐました

「父子、もう何時頃だらうね」

お母さんも、さつきから、眼をさましておいでの様子です

明くる日のこと、女の同屋さんが、子供を貰つて、遊びや、百貨商などを貰ひに来ました、そしてその子供のお父さんも、戦地に行つてゐると話しました、背中の子供は、ちやうど勇坊位の年頃です

「勇ちやん、この坊やのお父さんも、戦争に行つていらつしやるのだよ」と、お母さんがおつしやると、勇坊は、トン、トンと彼の玩具のタンクを持つて来ました、そして、ネヂを廻して走らせました

すると、長隊さんが、頭を指して、

「お母さん、勇ちやんが、寝てから起しませうか」と、父子さんが、いふと、

「いゝえ、帰つてから、眠さうにしてゐますから、そのまゝ寝かしておいてください」と、お母さんは、おつしやいました

お家へ帰ると、勇坊は、眼をさましました、枕許にタンクのあるのを見て、びつくりして何んだらうと思つたが、お父さんの乗つてゐるタンクと分ると、どんだに喜んだでせう

お母さんや、お姉さんが、ネヂを廻して下さるのが、待ちきれませんでした、それから、二三日いふまでもなく、お母さんも、お姉さんも、ネヂをまはすのに忙しかつたのです

「あゝ、勇坊は、いつネヂを廻すことを覚えたの」と、父子さんは夜中に眼を覚ましました、お母さんは、お知らなく、驚嘆の声を揚げました

「まあ、早くおやすみなさい、明日の朝、汽車ポツポ見につれて行つてあげますからね」と、父子さんにいつて、ネヂを廻して上げました

「タンク、お父ちやん」と、勇坊は、

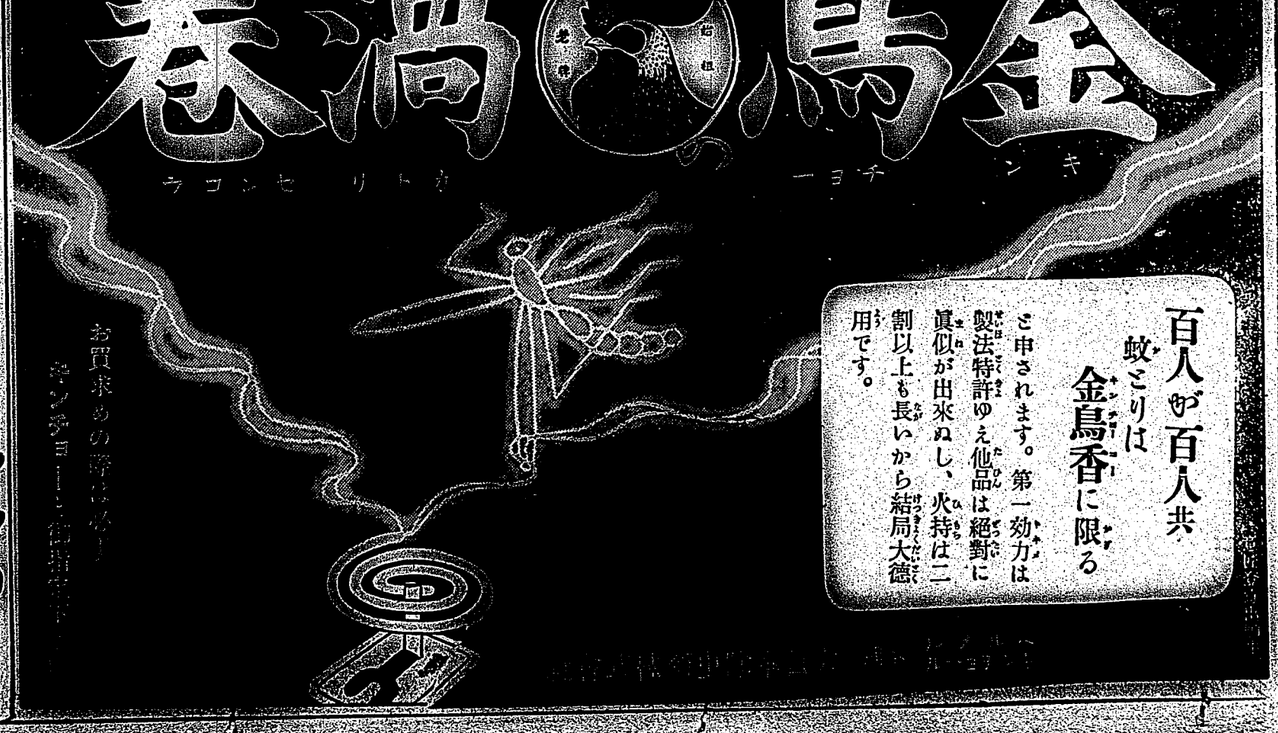



## 商況（二十日）

### 臺灣正米市場前場

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 期米 | 先 | 一二五 | 一二六 | 一二五 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 期米 | 中 | 一二六 | 一二七 | 一二六 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 |
| 期米 | 引 | 一二七 | 一二八 | 一二七 | 一二八 | 一二八 | 一二八 | 一二八 | 一二八 |
| 九期米 | 受渡 | 一二六 | 一二七 | 一二六 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 |
| 九期米 | 受渡 | 一二七 | 一二八 | 一二七 | 一二八 | 一二八 | 一二八 | 一二八 | 一二八 |
| 中等 | 受渡 | 一二五 | 一二六 | 一二五 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 中等 | 受渡 | 一二六 | 一二七 | 一二六 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 |
| 高雄 | 安 | 一二三 | 一二四 | 一二三 | 一二四 | 一二四 | 一二四 | 一二四 | 一二四 |
| 在庫米 | 一二四 | 一二五 | 一二四 | 一二五 | 一二五 | 一二五 | 一二五 | 一二五 | 一二五 |
| 基隆在庫米 | 二四日朝現在 | 一二五 | 一二六 | 一二五 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 在庫米 | 二四日朝現在 | 一二六 | 一二七 | 一二六 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 | 一二七 |
| 大阪期米前場 | 期米 | 先 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 |
| 大阪期米前場 | 期米 | 中 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 |
| 大阪期米前場 | 期米 | 引 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 | 一二六、六 |
| 東京期米前場 | 期米 | 先 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京期米前場 | 期米 | 中 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京期米前場 | 期米 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 神戸期米前場 | 期米 | 先 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 神戸期米前場 | 期米 | 中 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 神戸期米前場 | 期米 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京銘柄前場 | 期米 | 先 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京銘柄前場 | 期米 | 中 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京銘柄前場 | 期米 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京銀行貿株 | 不申 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京國債貿物前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京國債貿物前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京短期前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京短期前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京短取組喰合 | 一二七八、四四〇株 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京長期前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 東京長期前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 大阪短期前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 大阪短期前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 大阪砂糖清算前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 大阪砂糖現物 | 一二四、六〇銭 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 大阪砂糖現物 | 一二四、六〇銭 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 大阪綿糸前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 大阪綿糸前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 神戸豆粕前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |
| 神戸豆粕前場 | 引 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 | 一二六 |

## 臺灣日日新報漢詩欄

臺北 魏清徳

### 夏季英姻感懐原韻

謝汝銓

## 臺灣書籍

## 臺灣圖書

## 醫院

## 內地土産

## 寫眞

## 樂器

## 時計眼鏡

## 料理屋

## 金融

## 藥種商

## 雜件

（第二號）（明治卅一年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十三年八月二十一日（日曜日）　臺灣日日新報　第一萬三千八百一號　（一）

# 臺灣日日新報

本日夕刊共十二頁
臺北々佐人行發兼編輯
臺北市北門町三丁目十番地
社報新日日新報
所在地
定價一部六錢（一月分前金一圓八十錢）
廣告料金一行十五錢（一月分前金一圓）
廣告日數無制限
電話代表五八〇二番
編輯部五八〇三番
營業部五八〇四番
（臺北郵便局第一〇五號）

## 社說
## 日本を中樞に東亞の協同
### 大陸への華麗しい首途

一

"悠びゆく日の本"、"無窮に榮え"、無限に發展を續けゆく日本"。この祝賀の具體化されつつある實例の二三を擧げて……。資本金一億五千万圓の北支開發會社及び一億円の中支那振興會社は、既に設立上の手續たる閣議決定を經、愈〻發足することとなつた。

二

その次には、去る十五日から二十日まで農林省平面の下に、東京で開かれて來た東部農林協議會である。これを見聞した者の所感は、"無窮に榮え"の一語に盡きる。

三

正直にいえば、わが日本帝國今後の發展は、大小東洋の諸〻であれアジア大陸との關係、關係を離れては成り立ち得ないものが多いであらう。即ち日本は、滿洲國の成立及び大次の支那事變等に依て、いや應なしに大陸問題に關聯したのであるもつと深刻にいふと、"聖戰の目的"を、東亞民族のために刈り取つて來らねばならぬ重い使命を持つに至つたのである。今回の東部農林協議會の如きは、その"はしり"の二つと觀て差支へなく、日本を中心とする東亞の經力を動員し、これに有機的活動の魂を吹き込んだものと言へる。何れにしても"東亞二千萬の擴るは勿論に具現され、所期の目的に向つて邁進するコースを進展することを心より祈願し且つ聲援するものである。

## 經濟統制政策は長期に亙り強化
### 經濟參議會議　內務次官の訓示

【發表、二十日發同盟】地方經濟參議會議は二十日內務省に開催され、初日は二十日內務次官より左の如き訓示があつた。

若し動もすれば過ロ攻略を緩慢として安逸を貪るの氣分を生ずるやうではいかぬ從て現在行はれてゐる、物資の需給調整なり價格の調整なり各種の經濟統制はこれを以て一時的應急せられ得べき元の自由經濟の時代が來るかの如き安易な考へを有つものがあるが斯かる觀點は既往のものである。

從つて今日の如き經濟統制の國策は或る期間繼續すると否とに拘らず自發的且つ相當の期間に亙り實施せられるものと考へられる。物資統制調整等の趣旨の徹底については、この點についても合せて十分に御配意を煩はしたいと思ふ。

## 臺灣の眞價が如實に認識さる
### 東亞農林會議　一番ヶ瀨農務課長談

【東京二十日發本社支局特電】十九日を以て東亞農林協議會を終つた二番ヶ瀨農務課長は大要左の如く語つた

今回の會議に於ては過般來の增產に關する諸般の見地から綿密なされたが、この個別的な問題に認識された點は非常に收穫であつた。從つて各種議題での討議である點、資源、農產物の增產計畫の如き滿洲國の計畫が此の時局中のところ今回北支、中支の開發に關聯して過般來の計畫通り鐵

# 臺灣農會と畜産會
## きのふ臺北で創立
### 事業開始は九月一日から

各州廳農會及び畜産會は七月廿日附を以て農林局より各州廳に對し農會及び畜産會の設立に關する件を通牒し來つたが、之れに基き本島に於ても農會及び畜産會の設立を見ることゝなり、其の初の臺北州農會並に畜産會の創立總會は十九日午前十時より臺北市榮町一丁目一番地鈴木商店樓上の臺北州廳會議室に於て開催されたが、當日會場には臺北州知事を始め多數の來賓並に會員が參集し、先づ新井技師の開會の辭あり、次で仮議長に選ばれた同知事の指名により、議長席に同知事、書記席に同農會技師、同畜産會技師が着席し、議事に入つた。

一、臺北州農會及畜産會設立總會ノ件
二、臺北州農會及畜産會會則ノ件
三、臺北州農會及畜産會會費賦課規程ノ件
四、臺北州農會及畜産會役員ノ選擧ニ關スル件
五、法律第二十二條ノ解釋ニ關スル件
六、役員選出方法ニ付從來ノ選擧慣行ヲ認ムルノ件
七、臺北州農會及畜産會會則ニ關スル件
八、役員選出方法ニ付從來ノ選擧慣行ヲ認ムルノ件
九、臺北州農會及畜産會會費賦課規程ニ關スル件
十、臺北州農會及畜産會役員ノ選擧ニ關スル件
十一、臺北州農會及畜産會會則ニ關スル件
十二、臺北州農會及畜産會會費賦課規程ニ關スル件

右議事は何れも原案通り可決確定し、次で會則、會費賦課規程、役員選擧方法に關する協議に入つたが、之れ等は何れも從來の慣行に從ふことゝし、會則は臺北州農會及畜産會會則第一條ノ會員ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者トス但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者トス、會費賦課規程は臺北州農會及畜産會會費賦課規程第一條ノ會費ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ賦課ス但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ賦課ス、役員選擧方法は臺北州農會及畜産會役員選擧方法第一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第二十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第三十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第四十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第五十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第六十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第七十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第八十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第九十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百二十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百三十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百四十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十八條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百五十九條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十一條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十二條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十三條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十四條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十五條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十六條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第百六十七條ノ選擧ハ臺北州ニ住所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ但シ法人ニ在リテハ臺北州ニ主タル事務所ヲ有スル者ニ付之ヲ行フ、第

# 九月前半期の國策

# 主要記事

# 銃後の家庭

## 銃後婦人の指針

司法大臣夫人　鹽野定子

「主婦之友」は家中で讀んでをります。最近殊に國策に副うた記事の多く盛られてゐるのは、これでこそ日本一の婦人雜誌と喜ばしう存じます。

## 近衛首相夫人も愛讀

公爵令嬢　近衛首相令夫人　島津昭子

「主婦之友」の回覽されるのを待つ間一氣に讀んでしまひます。お料理やお裁縫などは殊に樂しみにいたして、自分で作つてみたりいたします。（近衛首相夫人）

# 實用本位日本一!!

# 秋の新型主婦之友

流行　新型日本一!!

# 實用第一位

# 主婦之友

# 實業會

# 愛國

# 貯蓄

# 家庭防空義勇隊

# 空の軍神南郷少佐の母堂弔問記

# 海の荒鷲と生活する記

# 夕起子の横須賀海軍病院慰問記

# 戰傷勇士の明朗職場訪問

# 日本最初の女農會長美談

# 吃音を腹式呼吸で治す法

# 小笠原三法

# 梅干で病氣を治す法廿種

# 性病を治した名灸の祕訣

# 新發明美髮液の家庭製法

# 非常時大臣の精力料理公開

# 肉代用の洋風一品料理十種

# 美味しい變り御飯作方八種

# 肺病の最新療法

# 朝鮮婦人と結婚難家庭生活を語る會

# 非常時利殖の奥の手公開對談會

# 夫婦圓滿くらべ座談會

# 佐藤博士夫妻　齋藤博士夫妻

# 貯藏の食料品と調味料の作方

# 消費節約　衣食住の生活改善の實驗集

# 模範家計簿

# 懸賞募集　金八百圓

# 國報庭家特大号

# 九月前半期の國策

# 主要記事

# 銃後の家庭

## 銃後婦人の指針

司法大臣夫人　鹽野定子

「主婦之友」は家中で讀んでをります。最近殊に國策に副うた記事の多く盛られてゐるのは、これでこそ日本一の婦人雜誌と喜ばしう存じます。

## 近衛首相夫人も愛讀

公爵令嬢　近衛首相令夫人　島津昭子

「主婦之友」の回覽されるのを待つ間一氣に讀んでしまひます。お料理やお裁縫などは殊に樂しみにいたして、自分で作つてみたりいたします。（近衛首相夫人）

# 實用本位日本一!!

# 秋の新型主婦之友

流行　新型日本一!!

# 實用第一位

# 主婦之友

# 實業會

# 愛國

# 貯蓄

# 家庭防空義勇隊

# 空の軍神南郷少佐の母堂弔問記

# 海の荒鷲と生活する記

# 夕起子の横須賀海軍病院慰問記

# 戰傷勇士の明朗職場訪問

# 日本最初の女農會長美談

# 吃音を腹式呼吸で治す法

# 小笠原三法

# 梅干で病氣を治す法廿種

# 性病を治した名灸の祕訣

# 新發明美髮液の家庭製法

# 非常時大臣の精力料理公開

# 肉代用の洋風一品料理十種

# 美味しい變り御飯作方八種

# 肺病の最新療法

# 朝鮮婦人と結婚難家庭生活を語る會

# 非常時利殖の奥の手公開對談會

# 夫婦圓滿くらべ座談會

# 佐藤博士夫妻　齋藤博士夫妻

# 貯藏の食料品と調味料の作方

# 消費節約　衣食住の生活改善の實驗集

# 模範家計簿

# 懸賞募集　金八百圓

# 國報庭家特大号

主婦之友社